

平成 21 年度当初予算編成方針

(国の財政と地方財政の動向)

わが国の景気動向については、「平成 20 年度年次経済財政報告」(平成 20 年 7 月内閣府公表)によれば、本年初めに「足踏み状態」となっていたものが、10 月の月例経済報告(内閣府公表)では「弱まっている」と指摘されるようになりました。さらに、昨年末以来の原油価格の高騰や、サブプライムローン問題に端を発した米国発の金融危機などにより、今後の不透明感が高まっています。

このような状況のもとで、本年 6 月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針 2008」を踏まえ、国の平成 21 年度予算編成の基本的方針は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2007」に則り、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、真に必要なニーズに応えるための財源を重点配分することとしています。

この中で、地方財政についても、同様に最大限の削減を行い、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制することとし、地方交付税も、現行水準や地方財政収支状況等により適切に対処するとしています。

以上のような財政を取り巻く今日的な環境を踏まえると、地方財政には、歳出の徹底した削減と、地方税をはじめとした財源の確保への取り組みが強く求められているものと理解しなければなりません。

(本市の平成 21 年度の財政見通し)

民間シンクタンクのレポートによると、最近の世界的な金融市場の混乱は世界的な株価の低下とともに円高を引き起し、その結果、わが国の実体経済は、輸出関連企業に限らず総体的な売り上げの減少や雇用環境の悪化、さらには消費の低迷といった形で確実にその影響を受けつつあります。また、今後の経済成長率もほとんど見込めないくらい鈍化するものと予測されており、結果として、国、地方における財政環境は一段と厳しくなるものと考えられています。

こうした大きな流れの中にあって、平成 21 年度の本市の財政状況を、一般財源ベースで見通すと、歳入では、「団塊の世代」の大量退職に伴い現役世代の減員による個人市民税の減収、地価の下落傾向の中にあっての固定資産の評価替えに伴う固定資産税の減収、経済の低迷に伴う法人市民税の減収等が見込まれます。さらに、地方交付税についても、三位一体改革のさらなる定着に向けて、対前年比での減額が想定されており、また、その他の交付金においても大きな増額は期待できません。これら一般財源の確保は、一段と厳しくなるものと想定されます。

一方、歳出において、人件費では、退職手当組合特別負担金の支払が終了したこと、公債費では大型事業の借入金の返済が峠を越したことによって対前年度比で減額、扶助費では高齢者や生活保護者の増加に伴い対前年度比で増額、他会計への繰出金ではほぼ前年並みで推移すること

から、義務的経費全体としては減額になるものと想定されます。

しかしながら、これら歳出の減額以上に歳入の低下幅が大きいことから、20年度と同様、厳しい財政状況に変わりはないものと考えています。

また、国における道路特定財源の一般財源化の動向次第では、歳入に影響が生じること懸念され、本市の財政状況はさらに厳しい局面を迎えるものと言わざるを得ません。

(平成21年度予算編成方針)

以上を踏まえ、平成21年度の予算編成では、20年度に引き続き、各部署に対する一般財源の枠配分方式を採ることとします。

これは、限られた財源の中で、更なる知恵と工夫、優先事業の選択などを行い、「行政改革大綱」の基本方針の一つである「健全な財政運営」を着実に実践し、「自主性・自律性の高い財政運営」を図りながら、総合計画に掲げる将来都市像「水と森のふるさと」の実現に向けて、事業に取り組もうとするものです。

このため、一般行政経費を含めたあらゆる分野での経費削減はもとより、民間委託の推進、既存の類似公共施設の統合などとともに、既成概念にとらわれない視点に立って、一層の経常経費の抑制に努めることとします。政策的経費については、事業の「選択と集中」により重点化枠を設け、行政評価を踏まえた各種事業の廃止・統合や先送りを行うとともに、将来を見据えた事業効果も考慮し、厳選して実施することとしま

す。

また、新規事業・継続事業の別を問わず、事業の財源については国の補助メニューはもちろん、関係外郭団体の補助メニュー等を積極的に活用することとします。投資的事業においては、合併特例債、過疎債及び辺地債など交付税措置のある有利な市債を活用することとしますが、全体の市債発行額については、公債費負担の適正化に配慮した抑制基調を堅持します。

各部局の予算要求に当たっては、これらの考え方を念頭に置き、その権限と責任において、それぞれ示された一般財源枠の配分額の範囲内で、全職員の英知を結集して臨むこととします。

平成21年度当初予算編成にかかる「一般財源配分」の基本方針

1. 義務的経費【人件費、義務的扶助費、公債費、基準内繰出金】

所要見込額（ただし、推計、積算精度を高めること。）

2. 義務的経費以外の管理費

枠配分（前年度当初予算の一般財源の 2%）

ただし、長期継続契約に基づく経費、電算経費等のうち削減が困難と認められる経費は所要見込額

3. 政策経費

枠配分（前年度当初予算の一般財源の 12%）

ただし、重点化事業費及び政策的扶助費、一部事務組合等負担金、債務負担行為設定分等、削減が困難と認められる経費は所要見込額